

【 論 説 】

法的推論のシステム論的考察

A Study on Legal Reasoning from
a Viewpoint of Systems Approach

松 本 宏 之

1. はじめに

従来の形而上学的な世界観を排斥して発展してきた諸科学は、その経験主義的な方法や理論を背景に各領域で固有のディシプリンを築きあげてきた。政治学、法学、経済学、社会学等からなる社会科学は、自然科学に比して普遍的理論体系の構築という点では遅れるものの、学問としての成立過程や対象領域の特殊性を考慮すれば、近年の確立に向けての学究はめざましいものがある。一方、既成科学の間の共通性・応用性に着目して再編成されてきた学際型科学の成立、とりわけ二十世紀初頭に誕生した学際的社会科学である社会工学⁽¹⁾は、問題解決型のアプローチを試みるシステムサイエンスとして成長してきており、社会工学的社会科学⁽²⁾という新しい概念までも創造している。ここでいう社会工学とは、ポパー(K. R. Popper)の科学観からいえば⁽³⁾⁻⁽⁴⁾、目標が与えられた場合に達成するための適合的な手段を見いだすことを意味しており、法学の領域において、社会を運転する技術としての法の機能は社会工学(social engineering)であると主張するパウンド(R. Pound)⁽⁵⁾⁻⁽⁶⁾の方法論と類似している。すなわち法学は、その方法論的志向において構造の同型(isomorphic)性に着目したシステム論の考え方を導入することが可能であり、社会工学の技術と法則に関する実用学または技術学として客観的に成立し得るのである⁽⁷⁾。

このような実践的な性格を有する社会工学的分析の流れを反映して、我が国でも川島博士の問題提起を契機に、1950年代から法学領域の科学性を追究する試みが表面化してきた⁽⁸⁾⁻⁽¹⁰⁾。その研究の中で、科学としての法学がなすべき仕事は、第一に法的な価値判断の分析、第二にその価値判断を伝達する手段である法的概念および論理にかかわる“ことば的技術”の分析であり、実用法学への一種の社会学的アプローチを示唆している。

自然科学の方法においてモデルの役割が重視されているのと同様に、社会科学の科学的方法においても、経済学の分野で顕著な成果を収めているようにモデルの果たす役割は大きいといえる⁽¹¹⁾。またモデルと密接な関係を有するシステムとして法的世界の構造をとらえるのであれば、第一義的には従来からブラックボックス視されてきた法適用の各プロセスにおける専門的な概念や論理を explicit な分析を通じて解明することができる。もともとシステムズ・アプローチは学際的研究の問題解決の中心的役割を果たす手法として登場し、アポロ計画に代表されるような well-defined な構造を有するハードなシステムに対して有効であったが、近年では現実の ill-defined な構造を有するシステムにもソフトランディングできる所謂“しなやかな”システムズ・アプローチ⁽¹²⁾⁻⁽¹³⁾も研究されており、ソフトシステム思考により幅広い領域での人間特有の機能をも分析の対象とすることが可能となってきている。そしてシステム論的な方法に基づいて法的世界のエンティティ(entity)の関係を法規範としてとらえ、アイデア(idea)からシンボル(symbol)へ変換されたものを法規範文であると認識するならば、そのようなアプローチ手法を用いることにより現実問題を解決するとともに、法の科学化に貢献することにもなる。

本稿では以上のような観点から、法的決定のための種々の思考パターンが集約されている法的推論の構造にシステム論的なアプローチを試み、意思決定支援システム(decision support system)としての法律エキスパートシステム⁽¹⁴⁾⁻⁽¹⁵⁾における法的知識ベースの基本構造を確立する法理論的基礎について論じる。

2. 法的推論の法社会学的位置づけ

伝統的に教義学的 (dogmatisch) あるいは形而上学的な思考のもとで論じられてきた法的世界観に対して、一種のシステム論的な立場からのアプローチを可能にする学際的研究分野として法社会学 (sociology of law)⁽¹⁶⁾がある。法社会学は、法という領域に対して社会学的分析を試みる学問であり、社会学が一般化的命題体系の確立に指向した経験科学であるという認識のもとでは、エールリッヒ (E. Ehrlich) のいう観察科学 (Beobachtungswissenschaft) として⁽¹⁷⁾、法・規範・権利・義務等の専門的用語で呼ばれてきた観念的内容を観察できる事物に転換することが必要である⁽¹⁸⁾⁻⁽¹⁹⁾。一方、社会科学の一つのディシプリンを形成してきた社会学 (sociology) は、部分的には理論の実証的研究と概念的研究のギャップはあるものの、人々の社会的行為、換言すれば、社会システムの存立の基礎にある相互行為 (interaction) の過程を一つの体系 (system) とみなし、その理論的な分析はパーソンズ (T. Parsons) を中心に発展してきた⁽²⁰⁾⁻⁽²²⁾。但し、システムという概念は各分野で多義的に用いられており、社会科学においては人間をその対象としている点に留意する必要がある⁽²³⁾。

社会システムは、その構造を維持するために社会的制御 (social control) が必要である。その機能は階層的に表現することができ、社会的制御の一種に規範的制御 (normative control) があり、規範的制御の特殊場合として法的制御 (legal control) が存在する⁽²⁴⁾。法社会学では、法的制御を法的決定制御と法的行為制御に分類して論じており、川島博士はそれらの構造を次のような記号式で表現している⁽²⁵⁾。

法的決定制御 $Ic [f \supset d] \Leftrightarrow S(d) \Leftrightarrow E(e)$

法的行為制御 $Ic [Ix(a_1) \supset S(s)] \Leftrightarrow \mathcal{I}I_1$

I_1 : 或る個人 (アルファベットの大文字は社会行為の主体)

Ix : 一般国民の1人1人

a_1 : 或る行為 (アルファベットの小文字は事実 (a は社会的行為))

[] : 情報

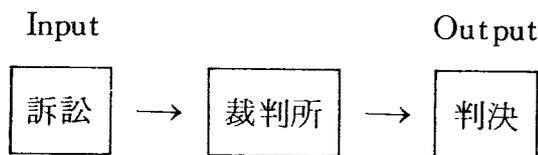
- ⊃ : その左側の事項がその右側の事項の前提である
- ⇒ : その左側の事実をその右側の者が認知した
- c : サンクションに対応して調整された行為
- d : サンクション決定
- e : サンクション執行
- s : サンクション行為

[f ⊃ d] : 「 f という事実があるならば, d という決定をせよ」という情報内容……法的規範情報

ΣI_1 : 社会制御の一般モデルの原型における I_1 に該当する個人の総体

ここで I_c は誰かということは法哲学や政治学の問題で, 法社会学の問題ではないとされている。また法的決定制御のための法的規範が裁判規範であり, その名宛人 (Adressat) は法的決定担当者 (裁判者) であるのに対し, 法的行為制御のための法的規範は行為規範と呼ばれ, その名宛人は社会構成員の全部または一部となる。一方, 裁判過程のモデル化については, 裁判所を1個の行動者としてとらえ, 次のようなモデルが提示されている⁽²⁶⁾。

● 最単純モデル

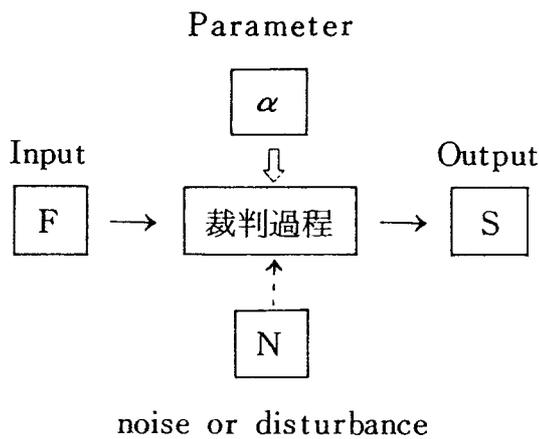


判決 = f (訴訟)

f () : 当該裁判所の行動関係

さらに制御効果分析という観点からは, 裁判過程の内部構造を考慮し, 同様に次のようなモデルが提示されている。

●最単純モデル

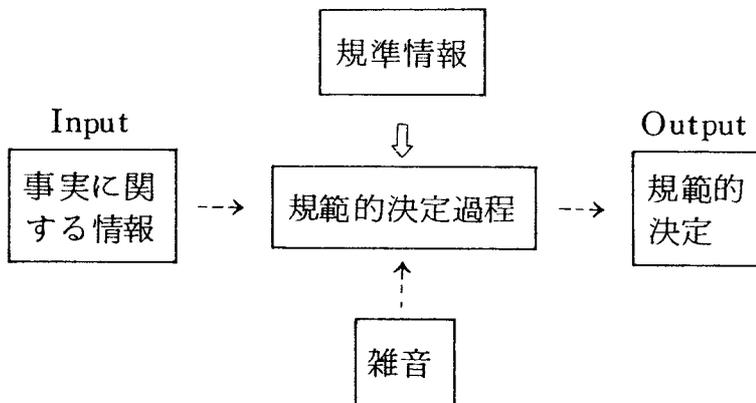


F : 事実 (に関する情報)
 S : 判決
 α : 法源およびそこにおける規定
 N : F や α 以外であってモデル構築者が判決に影響を及ぼす可能性ありと考えるすべての要因

$$S = f(F, N; \alpha)$$

ところで規範社会における決定を一種のシステムとしてとらえ、規範的決定過程の制御という観点からは、次のようなモデルも考えられている²⁷⁾。

●最単純規範的決定モデル



規範的決定関数

$$d = f(I, \alpha, D)$$

d : 規範的決定
 α : 規準情報
 I : 事実に関する情報
 D : 雑音

このモデルにおいて、決定事項を法的問題に特定することにより、換言すれば、その対象を規範的決定過程の特殊な場合である法的決定過程に限定すると、規範的決定関数は法的決定関数としてとらえることができる。

法規範文によって法的決定過程が制御されるためには、その具体的事件にかかわる法律構成、換言すれば、概念構成と論理構成が確定されていなければならない⁽²⁸⁾。そして制御が、理想的制御 (ideal control)、完全制御 (complete control)、全制御 (total control) の場合は、所謂三段論法の神話が成立し、法的決定には法律構成のみが問題となり、雑音を考慮する必要はないことになるが、一般には、制御そのものは非理想的・不完全・偏制御であるとされ、法的決定のモデル化の違いによって導かれる法的結論が異なることになる⁽³⁰⁾。

3. 法解釈の考え方

法の解釈に関する対立は、特にドイツにおいて顕著であり、歴史的に実在する立法者の意思 (立法資料) の探究を法解釈の任務とする立法者意思説と、社会の変遷に対応する法律の客観的意味の探究を任務とする法律意思説が、概念法学と自由法学の発展や制定法の意義をめぐり論じられてきた⁽³¹⁾。ここで最終的な有権解釈・公定解釈は裁判所の所掌に属するという認識のもとで、法を確定判決ととらえるならば、法解釈のプロセスにおいて法的判断の大前提となる法源の内容が問題となる。

法源とは、一般に制定法、慣習 (法)、判例、学説、条理といった判決を引出す淵源⁽³²⁾とされている。したがって、法と法源とは厳格に区別すべきであり、法源から法たる判決に至る論理的推論が法的推論となる。一方、法社会学的研究においては、法源は裁判規範の諸種の型として論じられており、種々の型態での裁判規範の適用上の順位、裁判の規準 (裁判規範) を認識するための資料、裁判規範が成立するに至る根源 (sources, Quellen) が対象となる。また法源の種類としては、有形的 (formal) な法源と非有形的 (informal) な法源、特定の (specific) な法源と拡張的 (diffuse) な法源、合理的 (rational) な法源と非合理的 (non-rational) な法源

が考えられており、それらはどちらかに属すと見なす二分割的(dichotomous)概念スキーマではなく、二つの両極の間の連続線(continuum)上の相対的な量の差異を示す概念スキーマとしてとらえられている⁽³³⁾。このように法源ということばは多義的であり、法的コミュニケーションにおける記号的技術を分析する立場からは、含意的な性格から捨象して決定規準のみを分離して、道具概念を構成すべきである⁽³⁴⁾。

この法源から判決に至る法的論理プロセスは、各国特有の背景、例えば、歴史的要因・地形的要因・民族的要因・政治的要因・イデオロギーと密接に関連しており、主として成文法主義をとる大陸法系と判例法主義をとる英米法系では、その法的思考方法において本質的に異なっている。すなわち、大陸法系では法典に規定された法は完全無欠であることを理想とし、あらゆる具体的事件は抽象的法規範からの形式論理からの形式論理によって解決できるという概念的思考であり、法的思考方法は演繹的である。一方、英米法系では事件の具体的事実から出発し、当該事件と同様あるいは類似の事件についての先例を探して結論を出すという経験的思考であり、法的思考方法は帰納的であるといえる⁽³⁵⁾。このように法律の条文を重視する大陸法系と、判例法を重視する英米法系とでは、法的思考方法や法的性格が本質的に異なるが、本稿では基本的には前者の考え方もしくは実践的には日本型の論理的推論を念頭において議論をすすめる。

法的思考プロセスは、個々の実務においては複雑な構造を有しているが、基本的には法的三段論法を中心に論じられている。すなわち一般的・抽象的な法的規準を大前提として、それに具体的事実を小前提として包摂し、判決を結論として導き出す方法である(所謂包摂モデル)。この包摂モデルを、かつての極端な概念法学・機械的法学のように単純かつ硬直的な形式論理的演繹過程としてとらえると、自由法学派が批判するような弊害が生じるが、その論理構成の本質が今日でも法的決定の正当化形式としてゆるぎなき位置を占めていることは否定し難い⁽³⁶⁾。しかし裁判以外の法的思考プロセス、例えば法令を執行する立場にある行政機関の法的思考プロセスや紛争解決プロセスでは、純粋な包摂モデルに固執しては対処しきれないために、関係者の取引交渉によって相互に合意できる妥協的な利害調整をはかる

妥協的調整モデルや、一定の目的を実現するために最も効率的な手段の選択という目的=手段関係の功利主義的考慮に基づいて決定を正当化する目的=手段モデルが考えられている⁽⁸⁷⁾。但し、このような二つの法的思考モデルは問題解決志向的あるいは将来志向的ではあるが、法的意思決定において政策的な色彩が強く影響することにより法的議論を逸脱する懸念もあり、法的安定性あるいは法の支配の点を問題を有している。

ところで我が国は成文法主義の立場を堅持しており、国内法は憲法を最高法規として各分野ごとに有機的かつ体系的に整備されている。憲法の規定により法律に拘束される裁判官の法的判断においては、論理的推論の前提という側面からは、法律の拘束の範囲と法律の欠缺が問題となる。その主たる原因は、法規範文の一般的・抽象的表現や明晰さといった言語的要因、法律の起草者の意思といった人的要因等、第一義的には立法技術に関連しており、そのような性格あるいは誤った主観的推論が法解釈の科学性を損なう結果にもつながっている。例えば、法源としての法文（Rechtssatz）が十分に明晰でないことに関連して、四つのサブカテゴリー、すなわち、「一般条項」のように立法者が当初から意図的に不明晰で包括的な表現を選んだ場合、拙劣な立法技術のために意図されなかった不明晰さ（所謂 syntactical ambiguity を含む）が生ずる場合、立法当時は十分明晰であった表現が、その後の社会情勢の変化のために外延的に不明晰となる場合、日常用語の使用によってそれに固有の不明晰さが法文に持ち込まれた場合が提示されている⁽⁸⁸⁾。

また法律の欠缺の類型化に関しては、ある事件が法律の使用する言葉の意味や立法者意思によっても法律に包摂されないような明かな欠缺が存するものと、ある事件が法律の使用する言葉の意味によっては包摂されるが、立法者意思によっては法律に包摂されないような隠れた欠缺が存するものに分類されている⁽⁸⁹⁾。前者の例としては、立法者が一定のわくの範囲内での価値判断を解釈者に委ねる意図があるために、あるいは本来適用されるべき具体的事例を知り得なかったために、あえて明文の規定が存在しない場合が考えられる。後者の例としては、信義則や権利濫用などの白地規定に関する場合、あるいは立法者が予想しえない事象が生じたために即

応できないような場合が考えられる。このように法律の欠缺が生じた場合は、事実たる慣習、慣習法、条理、先例といった制定法に準じる法命題を見いだして、あるいは場合によっては解釈者の制約された価値判断に基づいて、可能な限り立法趣旨と法的に調和した結論が導き出される。

一方、法制執務の立場からは、法令の解釈は一般に立法解釈ともいわれる法規的解釈と学問上の貢献を必要とする学理的解釈に大別され、後者は法令の文言を重視する文理解釈と道理を重視する論理解釈に分けることができる⁽⁴⁰⁾。また主として条理や法目的が論じられる論理解釈は、さらに拡張解釈、縮小解釈、変更解釈、反対解釈、類推解釈、もちろん解釈などに分類される。論理解釈にあたっては、解釈者の立場から法律効果たる結果の妥当性のみを考慮していると、制定法の文言や意味を軽視することにつながるおそれがあるので、法目的、法の趣旨、立法者意思、絶えず変化する社会に対応する正義や衡平理念等を探求し、法が目指している理想を実現しなければならない。ここで法令解釈の基本的態度として留意すべき事項は、本稿の観点からいうと、第一にいずれの解釈も方法としては正しいこと（妥当もしくは最適な結論か否かについては別問題）、第二に成文法主義をとる我が国では一般に文理解釈が論理解釈に先行し、文理解釈を補完する意味で論理解釈は許容され得ること、第三に法規的解釈といえども学理の探究の余地が残されていることである。

次に個々具体的な事例に適用される法令が複数ある場合、法令間の優先適用順位を判定することが必要となってくる。一般に、法令と法令との間に生じた矛盾抵触を解決する原理としては、第一に、法令ごとの受持分野を定めた「法令の所管事項の原理」、第二に、上位の法令が下位の法令に優先して適用される「法令の形式的効力の原理」、第三に、同等の法形式を有する場合は時間的に後から制定された法令が前に制定された法令に優先して適用される「後法優越の原理」、第四に、特定の者や地域を限定して適用される法令が一般的に規定された法令に優先して適用される「特別法優先の原理」がある⁽⁴¹⁾。この場合に、さらに諸原理の優先関係が問題となるが、とりわけ後法優越の原理と特別法優先の原理の関係については、実際問

題になってくると疑義が生じ易い。基本的には、後法優越の原理の例外として特別法優先の原理は位置づけられるが、実務的には法令の趣旨、目的、立法の経緯、社会的背景等を考慮して総合的に判断しなければならない⁽⁴²⁾⁻⁽⁴³⁾。しかし法適用上の混乱を避ける意味から、立法技術として優先関係を明示する何らかの規定を設けることが望ましいことはいうまでもない。

このように法解釈における作業には、判決の大前提となる法命題を明らかにする作業、所謂法源論のほかに、判決の大前提となる法命題から具体的判断規準を導き出す方法を明らかにする作業、さらにはその方法により具体的な判断規準を構成する作業がある⁽⁴⁴⁾。

4. 法的推論の構造とモデル化

法的推論 (legal reasoning) の概念については、理論と法的実務の実証的研究、あるいは法学と社会学の学際的研究の不足から、確定された普遍的な定義は見あらず、研究者が所属分野や研究目的を背景とした独自の理論を展開している。例えば、法的思考の構造を解明しつつ法律エキスパートシステムを構築する立場からは、法的推論とは、裁判官、検察官、弁護士、行政官、法学者などが法的問題を解決するための法的判断に至る過程で行う推論をいい、かなり広範な対象領域を想定した多様な推論を前提としている⁽⁴⁵⁾。特殊=法的な問題としてとらえる法社会学的な立場からは、裁判に焦点をおくために、法的推論とは裁判決定に到達する際に行われる論理的推論をいい、それは制定法主義をとる我が国では、原則として三段論法 (syllogism) という論理的推論方式であり、二個の前提から一個の結論を論理的必然性をもって抽きだす推論になる⁽⁴⁶⁾⁻⁽⁴⁷⁾。法哲学の立場からは、法的推論とは、法源からの演繹的推論を意味し⁽⁴⁸⁾、狭義の法律的推論という表現ではあるが、法源(条文や判例の「ルール」)から判決への推論をいうものもある⁽⁴⁹⁾。また法的推論の意味については、法のルールの文言から行われる演繹的な推論あるいはルール適用の困難に直面したときに裁判を行う者や紛争当事者が用いる手段や困難解決のための

思考法⁽⁵⁰⁾としてとらえ、裁判における現実の法適用の手法を対象としている。

法的推論の構造は、法的思考のメカニズムの機能的側面の複雑さを背景として、従来から科学的認識に基づく対比的なモデルで表現されてきた。まず法社会学ないしは法の経験科学的アプローチ⁽⁵¹⁾⁻⁽⁵²⁾では、法的推論の構成概念を事実認定（生起した過去の事実、判定者の主観から独立した「客観的」な存在に関する判断）における論理的推論と、正当性の判定という価値判断における論理的推論に分類する。そして価値判断における論理的推論の型は、判定基準の内容の具体性もしくは抽象性に対応して、帰納的推論（induction）と演繹的推論（deduction）に大別される。すなわち個別＝具体的なケースに対する個別具体的な裁判の内容を先例（判例）として判定規準とする場合は、先例に現れた事件事実と裁判されるべき紛争の事件事実という二つの具体的事実の類似性に基づいて、前者に対する判定を後者に対する判定に延長するという論理的推論（類推：analogy）が行われるが、概括的＝抽象的な内容をもつ規準命題を判定規準とする場合は、法律の条文を大前提とし、その大前提命題の中の要件事実（抽象的概念）に紛争事件事実が含まれているという命題を小前提とし、そこから論理的必然性をもって大前提命題に含まれる判断を結論として帰結するという論理的推論（三段論法）が行われる。英米法系では制定法が存在しているにもかかわらず帰納的推論（類推）が支配しており、個別から普遍への推論なので前提の内容の拡大には貢献するものの、一種の試行錯誤的な行為のために前提の結論に対する蓋然性により論証力に程度の差が生じる。一方、大陸法系では先例の法源性を受容することに強い抵抗があるために演繹的推論（三段論法）が支配しており、普遍から個別への推論なので前提の内容の拡大は望めないものの、前提を結論に導く論理的必然性に程度の差はなく厳密である。

一方、裁判における推論（judicial reasoning）を、法源（legal premises）からの演繹的推論、法源以外の言明を前提とする演繹的推論（non-legal deductive reasoning）、事実認定における推論（reasoning in fact-finding）に分類し、法源からの演繹的推論のみを法的推論として位置づけ、論理的厳密性の要求に基づく規制作用あるいは安定化作用の点から狭義にとらえているものもある⁽⁵³⁾⁻⁽⁵⁴⁾。また法的

推論は論理的手続きの性質をもつが、選択や認定の問題は論理のみでは処理できない諸要因が導入されるために、裁判官のある種の経験が作用し、状況判断の感覚による現実認識・事実認定が前提を設定する上で重要になるとする考え方もある⁽⁵⁵⁾。このような議論の根底には、依然として法的思考の構造は、一種のブラックボックスになっているという裁判観、あるいは観察され得ない法的 decision-making における心理過程の解明の困難性があり、法的推論は単純な論理的推論でないという考え方もある。しかし、法に基づく問題解決は法律家だけの特権ではなく、本来社会生活において国民が等しく法の恩恵を享受するという認識のもとでは、法適用の構造と機能を科学的に解明することにより、可能な限り explicit に表現し、法の大衆化に貢献すべきである。また人間の思考のメカニズムに関する研究の不足から、法的推論の多様な推論型態すべてを対象とできないのであれば、その中の典型的な推論型態（論理的推論）の構造を解明するという方針で、法的推論に積極的にアプローチすることも意義があると思われる。

論理的観点から法的推論の基本的構造を分析し、整理していく立場では、その形式的構造を法的正当化の推論と法的発見の推論という二つの側面から明らかにしている^{(56) - (57)}。法的正当化の推論は論理的証明であり、従来から三段論法として説明されてきたように、法的に妥当な諸前提から論理的に法的結論を導出する。法的発見の推論は、法的決定自体を発見あるいは選択する推論であり、法的価値判断を伴う。そこで強調されていることは、実際の法的実務においては二つの推論が相互に関連しており、法的推論は両者の有機的結合の形で行われているが、その場合においても法的正当化の推論が基本的枠組みとしては妥当するということである。

法的推論の定型化については、マクロ的な視点で法的思考における法的推論の位置づけを体系的に分析するものや、ミクロ的な視点で法的推論の内部構造を詳細に分析するものがある。まずマクロ的な視点から経験法学的なとらえ方で、もっとも単純化された法適用の基本型「F という事実が存在する（と決定者が認める）場合には、S というサンクションをせよ、という決定をせよ」という命題を記号化すると次のようになる（但し、実際には複数のF の一つの命題の形式で規定されるとは

限らない)⁽⁵⁸⁾。

$$(F_1 \cdot F_2 \cdots F_n) \rightarrow S$$

さらに法社会学的なとらえ方で法適用の基本型を関数化し、それを法的推論の定式化として紹介しているものには、次のようなものがある⁽⁵⁹⁾。

$$S = f(F, \alpha)$$

f : 法的決定関数 (legal decision function)

α : 条文 (S, F, α は, 1個とは限らない)

$$S = f(C, \alpha)$$

$$C = \psi(F)$$

C : F と S の中間に媒介変数として存在する「別の観念的な構成物」

(例) F : 他人の所有地を権限なしに占拠する

C : 所有権侵害という法的効果

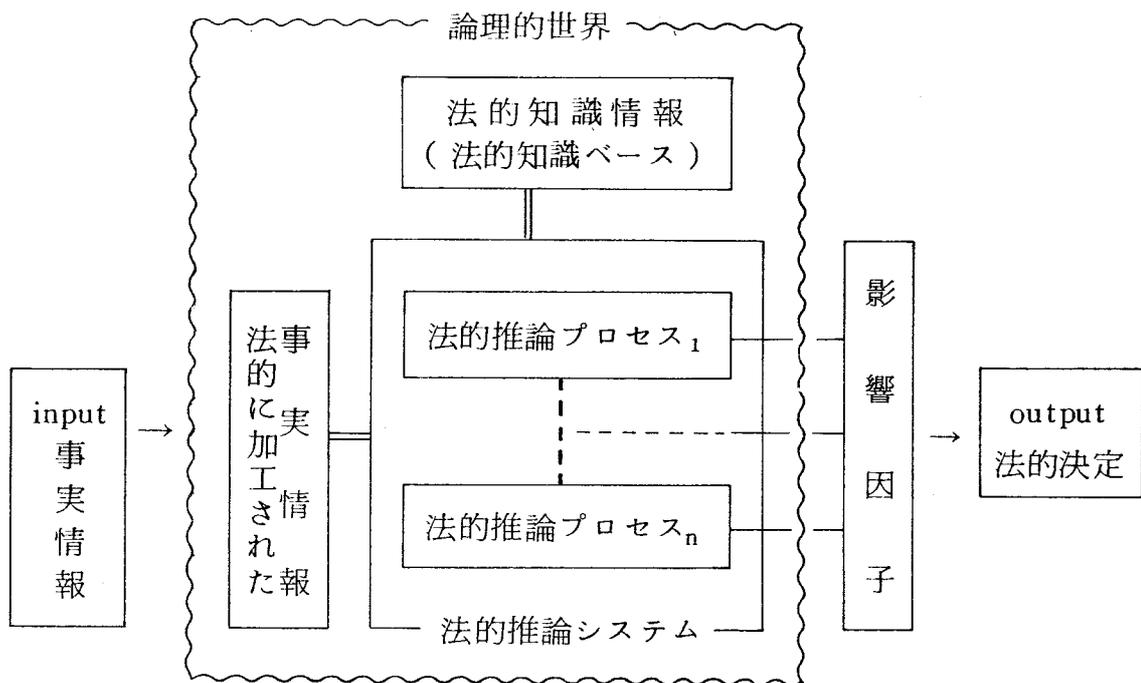
S : その不法占拠者はその土地を明け渡せ

なお、ルールを用いる推論の合理的モデルについて、法的推論に焦点をあわせて整理して、論理・数学的なモデルや科学的なモデルとは異なる別個の合理性の基準モデルを明確にしたものもある⁽⁶⁰⁾。

このような法的推論の式型やモデルの考え方を、法解釈の問題を加味して論理的観点からシステムとしてモデル化することも可能である。演繹的推論あるいは帰納的推論といった推論プロセスでは、思考方法のパターンに本質的な相違がみられるが、少なくとも法的推論は論理的推論であるという前提、換言すれば、ルールによって記述可能な法体系のもとで、論理的に正しい法律効果を得られるような閉鎖世界のみを対象とすると(場合によっては論理的に正しい複数の法律効果を得られる)、狭義における法的推論を従来の解釈学の論争を回避しつつモデル化することができる。このような視点から法的推論をとらえると、利益衡量のような非論理的世界は

法的推論システムの外にあり、複数の法律効果の中からもっとも妥当なものを決定するための影響因子の一つとして位置づけられる。すなわち法的推論システムは、事実に関する情報と法的知識を複数の論理平面を体系化した法的知識情報を関数として有しており、複数の論理平面における法的推論プロセスにより複数の法律効果を導出することが可能である。ここでの狭義の法的推論では、論理的に正しいかぎり裁判官あるいは行政官というような人的要因や、判決あるいは行政機関の決定というような法的決定の種類や法的妥当性の問題は、システム外の decision-maker の法的判断に委ねることになる。伝統的な法解釈学に基づく法の解釈は、客観的にただ一つの筋道に沿ってなされると考えられていたが、実は複数の推論の可能性を有しているのである⁽⁶¹⁾⁻⁽⁶²⁾。

また一意に定まった具体的事実に関する情報でも、法的加工のプロセスで複数の情報となり得るし、既存の法的知識における推論パターンも複数考えられるので、法的推論システム内の法律効果は両者の組合せの複合式で表現される。この場合、いずれの法的推論も妥当性の問題は別として、論理的には同等の扱いをうけることになり、法的推論プロセスは単に論理平面の違いによって異なる法的推論を導いていると理解できる。



$$R_{ij} = f(F_i \cdot L_j)$$

R_{ij} : 法律効果

f : 法的推論関数

F_i : 法的に加工された事実情報の組合せ

L_j : 法的知識情報の組合せ

次にミクロ的観点から、法的推論プロセスの構造あるいは法的推論関係の内容を分析すると、基本的には演繹的推論と帰納的推論から成り立っていることがわかる。しかし前述の法的発見の推論は、仮説の論証の段階で法的正当化の推論に依存することから、帰納的推論から得られる結論も最終的な法律効果を導出するプロセスでは演繹的推論が必要となる。したがって狭義の法的推論においては、原則的には法的三段論法が基本式型として妥当と思われる。

その他の問題として、法論理学の方法に関する学説論争、すなわち法規範文の規範的表現（例えば、権利・義務などの概念）の法理論的問題があるが、すでに数学的論理学の法規範への直接適用の妥当性が証明されているので本稿では省略する⁽⁶³⁾。

5. おわりに

法的推論は、主として法社会学あるいは法解釈学の立場から法的決定に至る判断として論じられてきたが、本稿では法的推論を論理的推論とみなして、システム論的な視点から論究してきた。そこでは法的推論を狭義にとらえることにより、あらゆる法律効果は、法解釈上の方法論の選択や事実認定の妥当性の問題はあるものの、法的に加工された事実情報と法的知識情報から論理的に導出することが可能であり、その推論方法の基軸は演繹的推論であることを明らかにした。また法解釈上の価値判断の問題や利益衡量等の問題は、法的推論のシステム外の影響因子としてとらえることにより、そのシステム内の論理的正当性を強調した。今後は法的推論のシステム論的な考察を前提に、コミュニケーションの手段である法律のことば的技術の研究⁽⁶⁴⁾の一環として、法的に加工された事実情報や個々の法規範文の構造を分析す

ることにより、ルールとしての法的知識の内容を明らかにし、法的推論プロセスの標準化を実現する必要がある。

このような学際的研究は、法のシステム化に貢献することにもなり、従来から一種のブラックボックス化した閉鎖的領域と見られてきた法的世界の思考プロセスの不信感にも応えられる可能性を有している。また同様の問題意識のもとで、法の科学化を目指す一つの学派として、法的推論の構造を explicit に表現し、体系的にルール化し、それらをコンピュータ上において実現しようとする研究がある。そのようなシステムは、第一に、法の専門家を対象とした意思決定支援システム、第二に、法の非専門家を対象としたコンサルテーションシステム、第三に、法の専門家の養成のための教育システムとして有望視されている⁽⁶⁵⁾。特に、川島博士は第一のシステムの効用に注目しており、法的推論のコンピュータ化によって、裁判官は個別＝具体的事件に即した判定のための創造的な思考作業に、より多くの時間とエネルギーを割くことができることを強調している^{(66) - (67)}。但し、その趣旨は法の専門家に替わってコンピュータシステムが法分野の最終的判断を下すというもの（人間とコンピュータの排他的な活動）ではなく、あくまでもコンピュータの能力的優位を人間が最大限に活用するという考え方（人間とコンピュータの相互依存的な関係）に基づいて、例えば、複雑多岐にわたるすべての法領域を専門としない実務家の援助システム（クライアントの要請に対応する目的論的思考に基づく一種のシミュレーション）、あるいは専門領域についての確認システムというものを想定している。

近年では、人間の思考プロセスの構造解明と科学技術の進歩によってもたらされる学際的恩恵を、限定された条件のもとで自己の研究領域に有効利用するという考え方が肯定的にとらえられる傾向にある。またシステムを取り巻くハードウェア・ソフトウェアの環境も整いつつあり、システムに対する社会的なニーズも高まっている。実践的立場からの問題提起に基づいた学問的基礎が、徐々に法律科学ともいふべき新たな思潮として統合化されつつある。

【注】

- (1) 宍戸・高柳・坂下・山田・高橋共編, 社会工学概論, 学陽書房, 1987
- (2) 碧海・石本・大森・沢田・吉田共編, 科学時代の哲学1, 培風館, 1964
- (3) Popper, K. R., The Poverty of Historicism, London, 1961. 久野収・市井三郎
訳, 歴史主義の貧困—社会科学の方法と実践, 中央公論社, 1961
- (4) 平井宜雄, 実用法学・解釈法学・立法学・法政策学, 法律時報53巻14号
- (5) 恒藤恭訳, 法哲学入門, ミネルヴァ書房, 1957
- (6) 中川善之助・泉久雄, 〔補訂版〕法学, 日本評論社, 1985
- (7) 尾高朝雄, 法の解釈, 法哲学年報, 1954
- (8) 川島武宜, 科学としての法律学, 新しく学ぶために, 弘文堂, 1953
- (9) 川島・來栖・加藤・潮見, 法解釈学の「科学性」, 法律時報26巻4号
- (10) 尾高朝雄, 法の解釈, 法哲学年報, 1954
- (11) 中村秀吉・吉田光編, 科学の方法, 岩波講座哲学XII, 岩波書店
- (12) 宍戸・高柳・坂下・山田・高橋共編, 前掲書
- (13) Checkland, P. B., Systems Thinking, Systems Practice, John Wiley & Sons,
Ltd., 1981. 高原康彦・中野文平監訳, 新しいシステムアプローチ, オーム社, 1985
- (14) 吉野一編, 法律エキスパートシステムの基礎, ぎょうせい, 1986
- (15) 拙稿, 港則法エキスパートシステムの方法論に関する基礎研究, 日本航海学会誌航海98号
- (16) 日本の法社会学, 日本法社会学会, 有斐閣, 1979
- (17) 磯村哲, エールリッヒの法社会学, 日本評論新社, 1953
- (18) 富永健一, 社会学的分析, 川島武宜編, 法社会学講座4, 岩波書店, 1972
- (19) 川島武宜, 「法」の社会学理論の基礎づけ, 川島武宜編, 法社会学講座4, 岩波書店,
1972
- (20) 中山・間々田・渡辺・松本・三重野, 社会システムと人間, 福村出版, 1987
- (21) Parsons, T., The Social System, The Free Press, 1951. 佐藤勉訳, 現代社会学
大系第14巻社会体系論, 青木書店, 1974
- (22) Parsons, T., The System of Modern Societies, Prentice-Hall, 1971. 井門富士
夫訳, 現代社会の体系, 至誠堂, 1977
- (23) 山田圭一, 社会システムのメンテナンス, 精密機械48巻1号
- (24) 小室直樹, 規範社会学, 川島武宜編, 法社会学講座4, 岩波書店, 1972

44-法的推論のシステム論的考察

- (25) 川島武宜, 前掲論文, 「法」の社会学理論の基礎づけ
- (26) 小室直樹, 裁判過程の社会行動論, 川島武宜編, 法社会学講座5, 岩波書店, 1972
- (27) 小室直樹, 前掲論文, 規範社会学
- (28) 碧海純一, 新版法哲学概論, 弘文堂, 1968
- (29) 川島武宜, 前掲書, 科学としての法律学
- (30) 小室直樹, 前掲論文, 規範社会学
- (31) 来栖三郎, 法の解釈における制定法の意義, 法学協会雑誌第73巻第2号
- (32) 来栖三郎, 前掲論文
- (33) 川島武宜, 決定基準としての「法源」, 川島武宜編, 法社会学講座5, 岩波書店, 1972
- (34) 川島武宜, 法的コミュニケーションにおける記号的技術 — 実用法学の対象に焦点を合わせて —, 川島武宜編, 経験法学の研究, 岩波書店, 1966
- (35) 田中和夫, 英米法概説, 有斐閣, 1971
- (36) 田中成明, 法的思考と正義・裁判, 法学論叢第102巻第3・4号
- (37) 田中成明, 法的思考の特質とその現在, 時の法令No.1336
- (38) 碧海純一, 裁判における論理の機能, 法哲学年報, 有斐閣, 1971
- (39) 石田穰, 法解釈学の方法, 青林書院新社, 1976
- (40) 林修三, 法令解釈の常識, 日本評論社, 1959
- (41) 林修三, 法制執務, 学陽書房, 1979
- (42) 吉野一, 法律エキスパートシステムに関する調査研究報告書, 機械システム振興協会, 1987
- (43) 林修三, 前掲書, 法令解釈の常識
- (44) 石田穰, 前掲書
- (45) 吉野一, 法的推論の基本構造, 吉野一編, 法律エキスパートシステムの基礎, ぎょうせい, 1986
- (46) 川島武宜, 「法的推論」共同研究のための基礎理論, ジュリストNo.554
- (47) 川島武宜, 前掲論文, 決定基準としての「法源」
- (48) 碧海純一, 前掲論文, 裁判における論理の機能
- (49) 碧海純一, 裁判の客観性についての覚書, ジュリストNo.554
- (50) 井上・矢崎・田中編, 講義法哲学, 青林書院新社, 1982
- (51) 川島武宜, 前掲論文, 「法的推論」共同研究のための基礎理論

- (52) 川島武宜, 「科学としての法律学」とその発展, 岩波書店, 1987
- (53) 碧海純一, 前掲論文, 裁判における論理の機能
- (54) 碧海純一, 前掲論文, 裁判の客観性についての覚書
- (55) 井上・矢崎編, 法哲学講義, 青林書院新社, 1970
- (56) 吉野一, 裁判における正当化の論理構造モデル, 明治学院論叢第26号
- (57) 吉野一, 前掲論文, 法的推論の基本構造
- (58) 川島武宜, 前掲論文, 法的コミュニケーションにおける記号的技術
- (59) 小室直樹, 前掲論文, 規範社会学
- (60) 田中成明, 法的推論ノート, 法学論叢第93巻第4号
- (61) 尾高朝雄, 前掲書
- (62) 川島・來栖・加藤・潮見, 前掲論文
- (63) 吉野一, 法論理学 — 数学的論理学の法規範への直接適用, 長尾・田中編, 現代法哲学第1巻, 東京大学出版会, 1983
- (64) 川島武宜, 法解釈の「科学性」, 法律時報26巻4号
- (65) 拙稿, コンピュータ応用による法令のシステム化の一考察, 法とコンピュータ No.4
- (66) 川島武宜, 前掲書, 「科学としての法律学」とその発展
- (67) 川島武宜, 前掲論文, 「法的推論」共同研究のための基礎理論